

令和 4 年度第 1 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 1 0 月 2 5 日

担当部・課：総務部総務課〔内線 4 0 3 9〕

① 件 名	個人情報保護法の改正に伴う個人情報の取扱いについて																
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 国では、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を公布し、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の 3 つの法律を 1 つに統合する等、各法律が改正された。 地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において、官民共通の全国的な共通ルールを適用するとともに、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されるなど、令和 5 年 4 月から全部施行されることとなった。</p> <p>【目的】 上位法の改正に伴い、現行の「石巻市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定することにより、個人情報の適正な取扱いを図る。</p>																
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号） 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>																
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和 3 年 5 月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律公布（令和 3 年 9 月 1 日施行） 令和 4 年 9 月 第 1 回石巻市情報公開・個人情報保護審査会へ意見聴取 1 0 月 第 2 回石巻市情報公開・個人情報保護審査会へ意見聴取																
⑤ 主な内容	<p>法が許容する必要最小限の独自の保護措置や地方自治体に委任する事項を規定した「石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するとともに、「石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例」を全部改正し、法の趣旨を踏まえた、より適切な個人情報保護制度の運用を図る。</p> <p>1 石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例関係</p> <p>(1) 開示等請求における手数料について 法では、手数料を地方公共団体の条例で定めることとしており、現行の個人情報保護条例や情報公開条例と同様に無料とし、開示の実施に要する費用（複写代金、郵送料）等の実費負担のみ求めることとする。</p> <p>(2) 開示決定等の期限について 法では、開示決定等は、開示請求があった日から 3 0 日以内にしなければならないと規定しているが、現行の個人情報保護条例や情報公開条例と同様に、期限を短縮し、請求のあった日から 1 4 日以内とする。 なお、事務処理上の困難などによる期限の延長については、法の定める 3 0 日以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>個人情報保護法</th> <th>現行条例</th> <th>新条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開示請求等の決定までの期限</td> <td>3 0 日以内</td> <td>1 4 日以内</td> <td>1 4 日以内</td> </tr> <tr> <td>期限の延長</td> <td>3 0 日以内</td> <td>4 6 日以内</td> <td>3 0 日以内</td> </tr> <tr> <td>合計期間</td> <td>6 0 日以内</td> <td>6 0 日以内</td> <td>4 4 日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 条例で定めるところにより、期限の短縮を可能としている。</p>		個人情報保護法	現行条例	新条例	開示請求等の決定までの期限	3 0 日以内	1 4 日以内	1 4 日以内	期限の延長	3 0 日以内	4 6 日以内	3 0 日以内	合計期間	6 0 日以内	6 0 日以内	4 4 日以内
	個人情報保護法	現行条例	新条例														
開示請求等の決定までの期限	3 0 日以内	1 4 日以内	1 4 日以内														
期限の延長	3 0 日以内	4 6 日以内	3 0 日以内														
合計期間	6 0 日以内	6 0 日以内	4 4 日以内														

(3) 審査会への諮問について

法では、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、合議制の機関に諮問することができるとしており、本市の個人情報保護制度の適正な運用の確保のため、石巻市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について規定する。

現行の審査会所掌（主なもの）	新条例の審査会所掌（主なもの）
<ul style="list-style-type: none">・審査請求について調査審議すること。・目的外の個人情報の取得、利用及び提供、要配慮個人情報の取扱い、オンライン結合による提供について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。	<ul style="list-style-type: none">・審査請求について調査審議すること。・個人情報の適正な取扱いの確保に関し、実施機関に意見を述べること。<ul style="list-style-type: none">(1) 施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合(2) 保有個人情報の安全管理のために講ずる措置の基準を定めようとする場合(3) 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) その他の主な改正

現行の個人情報保護条例を準用している「石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「石巻市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」について、一部改正を行う。

2 石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例関係

個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議することができるなどの所掌事項を整理し、新たに審査会委員の守秘義務違反に対する罰則規定を設けるなどの全部改正を行う。

また、現行の石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例を準用している「石巻市情報公開条例」について、一部改正を行う。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

法の趣旨を踏まえた法律施行条例を制定することにより、全国共通ルールによる個人情報の適正な取扱いを確保することが可能となり、より適切な個人情報の保護が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

令和4年第4回定例会へ提案予定・・・宮城県、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市

令和5年第1回定例会へ提案予定・・・仙台市、名取市、多賀城市、東松島市、富谷市、女川町

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年10月 検察庁との協議
パブリックコメントの実施

12月 市議会第4回定例会に石巻市個人情報保護法施行条例の制定及び石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について提案（令和5年4月1日から施行）

⑨ その他

市議会は、法の規律の適用外となることから、市議会において石巻市議会個人情報保護条例の制定を予定している。